若葉地区 まちづくりニュース 第15号

令和８年（２０２６年）
１０月発行
若葉地区まちづくり推進協議会

若葉地区　まちづくり地域ルール

の運用を令和８年７月から開始しました！

■推進協議会の区域等



若葉地区では、令和7年度に、地区計画が変更されたことを受け、建替えの際に適用される「若葉地区まちづくり協力基準」の見直しを進めてきました。

この度、令和８年７月27日開催の第１０回若葉地区まちづくり推進協議会全体会にて見直し案が承認され、

「若葉地区まちづくり地域ルール」

として新たに運用を開始しました。

若葉地区　まちづくり地域ルール　とは？

推進協議会から、新築や建替えを検討されている方にお願いするルールです。



地区計画の届出だけでなく、「まちづくり地域ルール」も確認する必要があるのですね！

若葉地区 まちづくり地域ルールの主な構成

- ◆ ルールの適用対象・まちづくり協議　変更点①
- ◆ 計画区域（敷地）の考え方
- ◆ 若葉通り及び区画道路3号の歩道の考え方
- ◆ 建替えの際の考え方
- ◆ 壁面の位置の制限（4号壁面線）の壁面後退空間の考え方等
- ◆ 地域コミュニティや住環境への配慮　変更点②
- ◆ 所有者・管理者変更時のルール継承　★新　規

変更点について詳しくは裏面をCheck！

若葉地区 まちづくり地域ルールの全文は新宿区HPをご覧ください ▶▶▶▶▶

（PDF）https://www.city.shinjuku.lg.jp/content/000462092.pdf

まちづくり協議をご予定の方は、裏面のお問合せ先事務局までご連絡下さい。届出等の必要様式をご案内いたします。

若葉地区　まちづくり地域ルール　主な変更点

変更点①　まちづくり協議の適用対象を分かりやすくしました！

リフォーム等は原則協議不要です

新築・建替えしたい

- 一戸建て
 - 敷地が崖地沿いに・・・
 - ない → 原則として協議不要※
 - ある → まちづくり協議必要
- 共同住宅等 → まちづくり協議必要

※まちの将来像等に影響すると推進協議会会長が判断した場合は、協議の対象となることがあります。

変更点②　地域コミュニティや住環境への配慮の項目を新設しました！

- 共同住宅の敷地内に、地域のコミュニティの活性化や生活利便性の向上に役立つ空間を整備するときには推進協議会役員会で協議する。
- 共同住宅等には、管理会社等の連絡先を表示する。
- 町会加入依頼に協力する。 等





地域コミュニティの活性化等に役立つ空間のイメージ

★新　規

所有者や管理者が変わってもルールを守ってもらうようお願いします！

- 所有者等が変わる際には、地域ルールの内容を新しい所有者等にお伝えください。

第10回　若葉地区まちづくり推進協議会　全体会の開催報告

日　　時　● 令和8年7月27日(月) 15:00～15:45

会　　場　● 四谷スポーツスクエア　会議室N

主な内容　● まちづくり地域ルールについて

　　● 今後のまちづくりの進め方について



当日の様子

当日の主なご意見等　（〇主なご質問やご意見　➡区からの回答）

〇まちづくり地域ルールは、地域のコミュニティづくりの視点まで考えられているのか。

➡まちづくり地域ルールでは、町会への加入などを促進することを考えています。

〇区画道路の拡幅等は、まとまった敷地で協力する必要がある。区の介入は必要ではないか。

➡道路拡幅については、建替え検討をされている方などから多くの問合せを頂いています。土地は個人の財産であるため、所有者等のご理解とご協力を頂きながら、区で用地取得を行い、拡幅可能な箇所から整備を進めています。

新宿区からのご案内　　詳細なご相談は、下部お問合せ先までご連絡ください

道路拡幅整備

当地区では、歩行者の安全を確保するため、区画道路の道路拡幅整備を進めています。道路の拡幅部分については、区による用地取得または寄付の受付を行っています。

お問合せ先
事務局

新宿区　都市計画部　防災都市づくり課
（担当：安田、渡部、足達、佐藤）
〒160－8484　新宿区歌舞伎町1－4－1　本庁舎8階
TEL:03-5273-3842　FAX:03-3209-9227

若葉地区　まちづくり　検索

検索、もしくは二次元コードから新宿区HPをご覧ください。